

味の素株式会社 人権デュー・ディリジェンスにおける

国別人権影響評価(マレーシア) 報告書 2024



一般社団法人 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain  
2024年3月29日

## 目次

I. はじめに .....	2
II. 調査背景と目的 .....	2
1. 背景 .....	2
2. 目的 .....	2
III. 調査手法 .....	2
IV. 調査結果 .....	2
1. 渡航前のデスク・リサーチ .....	2
2. 味の素社に関する確認 .....	3
3. 現地における訪問調査 .....	3
(1)製油所（精製会社） .....	3
(2)パーム椰子プランテーション運営会社 .....	4
(3)パーム油の積地/ターミナル会社 .....	4
(4)パーム椰子農家（小規模） .....	4
(5)パームオイル認証評議会（以下 MPOCC） .....	5
(6)全国小規模農家協会（以下 PKPKM） .....	7
(7)連邦土地開発庁（FELDA） .....	8
(8)パーム椰子農家（FELDA による誘致農民） .....	8
V. まとめ .....	9
VI. 味の素社への提言 .....	9

### 【免責事項】

The Global Alliance for Sustainable Supply Chain（以下、ASSC）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ASSCがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ASSCは、本報告書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

## I. はじめに

味の素株式会社（以下、味の素社）は、2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」および、2022年に策定された日本政府「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等に則り、日本における持続可能なサプライチェーンを推進する非政府組織（NGO）である一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン（以下、ASSC）に対し、味の素グループが調達するマレーシアでのパーム油サプライチェーンに対する「人権影響評価」と本報告書の制作を依頼した。

※「人権影響評価」： 国連「指導原則」に基づく対応が為されているか対話を通じて点検・確認、その上で人権リスクに関する評価をしている。

## II. 調査背景と目的

### 1. 背景

味の素グループは「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき「人権尊重に関するグループポリシー」を制定しており、人権尊重の責任を果たすために人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、その継続的实施を明確にしている。

([https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/activity/keyword/human\\_rights.html](https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/activity/keyword/human_rights.html))

これまで、国別人権リスク評価に基づき、優先順位を付けて人権影響評価を順次実施しており、今回はマレーシアでのパーム油サプライチェーンを評価対象として設定した。

※「国別人権リスク評価」： Verisk Maplecroft 社の人権リスクデータを用いて、国・地域別に人権リスクの高い国と事業を複数特定している。

### 2. 目的

現地における調査を通じて、人権リスクの認識と評価を行うこと、また評価結果に基づき、リスクへの対応を検討し、人権侵害リスクの予防・是正を図ることを目的としている。

## III. 調査手法

本調査では、マレーシア渡航前のデスク・リサーチにより人権リスクをリストアップ、続いて味の素グループの取組みを確認、さらに評価対象エリアやサプライチェーンの特定もしくは推定を行った。渡航後は、製油会社、積地、パーム椰子農家などで訪問調査を実施。またステークホルダーから広く意見を求めるため、認証団体や農家協会（NASH）など現地機関へのインタビューやダイアログを行った。

## IV. 調査結果

### 1. 渡航前のデスク・リサーチ

英国のリスク・リサーチャーの情報を元に、ASSCが内容を精査、マレーシアおよびマレーシアのパーム油産業において想定される人権リスクを下記の通り抽出した。

(1)マレーシアにおいて一般的に潜在する人権リスク（パーム油産業に限らない）

- ①主要な国際人権規約に加盟していない。市民的および政治的権利に関する国際規約を批准しておらず、また、経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約も未批准。
- ②労働基本権（結社の自由や団体交渉権）が十分に保護されていない。特に移民労働者は組合参加困難。

(2)マレーシアのパーム油サプライチェーンに潜在する人権リスク

- ①パーム椰子の農場には時として児童労働が存在しており、特にマレーシア東部の出稼ぎ労働者の子供が従事していることが多い。また、強制労働（現代奴隷）が存在している可能性があり、主な要因としては人材紹介料の請求や身分証明書の取り上げなどが挙げられ、移民労働

働者は特に弱い立場にある。

②パーム椰子の農場は危険で劣悪な労働条件下における怪我や健康危害のリスクが存在している。

## 2. 味の素社に関する確認

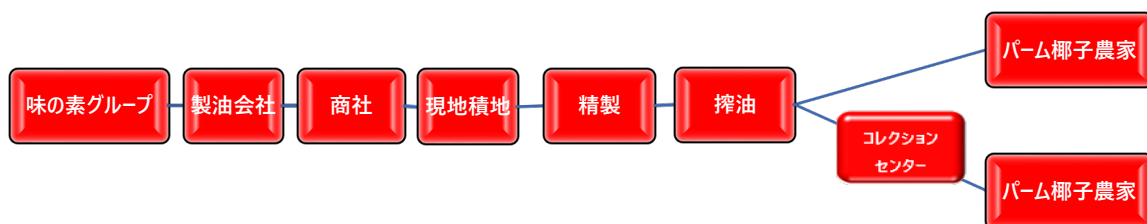
### (1)これまでの取組

サステナビリティレポート 2023 によると、味の素グループがパーム油あるいはパーム核油を使用する製品は、カップスープ、即席麺、コーヒークリーマー等の加工食品や化成品等多岐にわたり、使用する地域も日本、東南アジア、欧州、北米、南米にまたがっており、一部の製品では認証品の調達により困難なパーム核油を使用。持続可能なパーム油のための円卓会議認証（以下 RSP0）のパーム油購入を進めているが、認証品供給量を課題として、トレーサビリティの確保によるリスク・アセスメントも検討。 ※RSP0 認証品購入比率 37%

### (2)評価対象エリア

取引がある製油会社、商社との連携により、味の素グループのマレーシアにおけるパーム油産地として、ジョホール州が特定もしくは推定された。

### (3)一般的なサプライチェーン構造



※上記構造図は ASSC が味の素社にインタビューを行い、また現地訪問を経て作成したものです。

## 3. 現地における訪問調査

### (1)製油所（精製会社）

シンガポールに本社を置く、消費財製造会社の製油所を訪問した。事業内容は、植物由来の食用油、油脂製品、米、プレミックスパウダー、石鹼、クリーマー等を製造、アジア太平洋、中東、アフリカ、ヨーロッパ、南北アメリカで事業を展開している。同社のサステナビリティの取り組みは、SDGs ターゲットに向けて取り組む内容となっており、環境保全・責任あるサプライチェーン・製品の品質と安全性・人材育成・コミュニティ支援の大きく5つの柱組みから構成されている。責任あるサプライチェーンには、持続可能なパーム油政策・トレーサビリティサプライチェーン・サプライヤーエンゲージメントプログラム・グリーンバンス（苦情処理）手続きが含まれている。グリーンバンスメカニズムは2016年より導入を始めたが、一番多くあがってくる声は環境破壊と人権に対するコメントで、一般消費者からの声は環境保全に関する指摘が多いとのことだった。

RSP0 認証・EU Deforestation Regulation (EUDR) についての説明があり、欧州市場の要求に対するの対応をしており RSP0 認証を重要視。

現在、EU 要求に対する幾つかの課題があり、特にトレーサビリティの強化・整備に取り組ん

でいる。サステナビリティ面でのサプライヤー管理については、数百ある直接契約サプライヤーの内、森林近くにある等の高リスクサプライヤーについては（COVID-19の期間を除き）毎年訪問監査を実施しており、それ以外のサプライヤーは3年に一度回訪しているとのことであった。監査の中で人権（賃金・時間外労働）や労働安全衛生、農薬の適切な使用についても確認している模様。

当該業者より、RSPO およびマレーシアの持続可能なパーム油（以下 MSPO）それぞれの認証については以下の見解を得ている。

- RSPO はグローバル（BtoB）、MSPO はマレーシア政府主導である
- RSPO は市場からの要求に対応し、MSPO は政府が働き掛け作成された認証である
- RSPO 認証取得はグローバルでの認知度が高く、特に欧州向けの取引開拓につながっている
- MSPO は小規模農家における人権保護、サステナビリティ向上に貢献している

どちらの認証にも費用がかかるが、政府のサポートがある MSPO の方が認証に係る費用は低く、RSPO 認証は費用が高いが、特に欧州市場での価値が高いと考えている。

今回、労働者インタビューを実施していないので、従業員の働き方確認や、当該企業の人権に関わる活動（工場内での個人用保護具の準備、適正賃金の支払い、労働時間の管理、適切な労働環境提供など）が、現場でどの様に実装されているかは確認出来なかった。一方、製油所構内の一部を見学した範囲では労働安全衛生上で大きな問題は見受けられなかった。

#### (2) パーム椰子プランテーション運営会社

主にプランテーションと農業食品を取り扱う大手農業関連企業であり、プランテーションは組織化されている。

雇用はマレーシアの労働法に基づき RSPO 認証の基準にも配慮した形で行っている。直接雇用が大半であるが外国人労働者は人材派遣会社経由での雇用を行っているとのこと。一般的にリスクと言われている（パーム油のサプライチェーンにおける）児童労働への対策について質問した所、毎年 RSPO 監査を行っているので問題はないと報告があった。但し、個人や家族経営の農園までは確認できていないとのことであった。

#### (3) パーム油の積地/ターミナル会社

訪問において、施設と設備に関する説明を受けたあと、いくつか確認をおこなった。この施設は RSPO 認証を取得しており、監査を実施していることから、大きな人権侵害が起こっているとは思えない。また、事務所内で簡易的な出勤簿を確認したが、長時間労働が認められる事例はなかった。

#### (4) パーム椰子農家（小規模）

【補足】 ASSC がアレンジを行い、MSPO 認証を取得している小規模複数農家との直接対話を行った。味の素グループが調達するパーム油に関して、直接的、間接的取引の有無にかかわらず、マレーシアにおけるパーム椰子農家の状況を把握し、人権への配慮がどのようにされているかを確認する為に実施をしている。



当該農家は政府の要求事項に基づき MSP0 認証を取得していた。(すべての民間小規模農家および組織化された小規模農家は、2020 年 12 月 31 日までに MSP0 認証に登録する必要あり)。MSP0 認証をとることにより、肥料や農薬の適切な量など、パーム油の農園管理の仕方をマレーシア・パーム油庁(以下 MPOB) ([About Us - Malaysian Palm Oil Board Official Portal \(mpob.gov.my\)](http://About Us - Malaysian Palm Oil Board Official Portal (mpob.gov.my))) からサポートを得ている。外国人労働者の雇い入れの問題について、外国人労働者の雇用に関しては MSP0 の規定で外国人労働者 24 ヘクタールに 1 名、また雇用する際は最低 10 名を雇用する必要があるため、今回対談した農家の規模では雇用の条件を満たしていない為、雇用していない。収穫期に人手が必要な際は、コレクションセンターからの人員を派遣してもらっているとのことであった。

MSP0 と RSP0 の違いについての見解を聞いたところ、MSP0 は生産者(特に小規模農家の)支援と全体のレベルアップを重視、RSP0 は認証を通じた消費者訴求を重視、MSP0 はマレーシアの標準、RSP0 はヨーロッパの要求との認識を持っていた。

パーム油のサプライチェーンにおいて、児童労働や強制労働が問題として取り上げられているが、実際はどうなのかという質問については、自分の子供たちには親の仕事を見せるために農園に連れてくることはあるが、児童労働はさせていないとのこと。また、強制労働という点については、必要な際にコレクションセンターを通して外国人労働者を派遣してもらおうサポートを頼んでいる為、強制労働は行われていないとのことであった。困ったことがあるときは、全国小規模農家協会(PKPKM)の集まりの中で話しあったり、MPOB に確認したりしている。

労働安全衛生面ではヘルメットや安全靴着用が確認できた。目下の悩みは温暖化の影響で、(最近)気候が不安定で収穫量が低いままで上がらない状況であり、このような生産状況の中で、収穫が少ない時は価格が上がらず、収穫量が多い時は供給量が多く値段が下がるという価格の問題に直面しているとのことであった。

バイヤーに対して何を期待するかという問いについては、MSP0 やマレーシア・パーム油の価値が世の中に知られ、(持続可能性への努力に関する)認知が上がることを期待しているとのことだった。

#### (5)パームオイル認証評議会(以下 MPOCC)

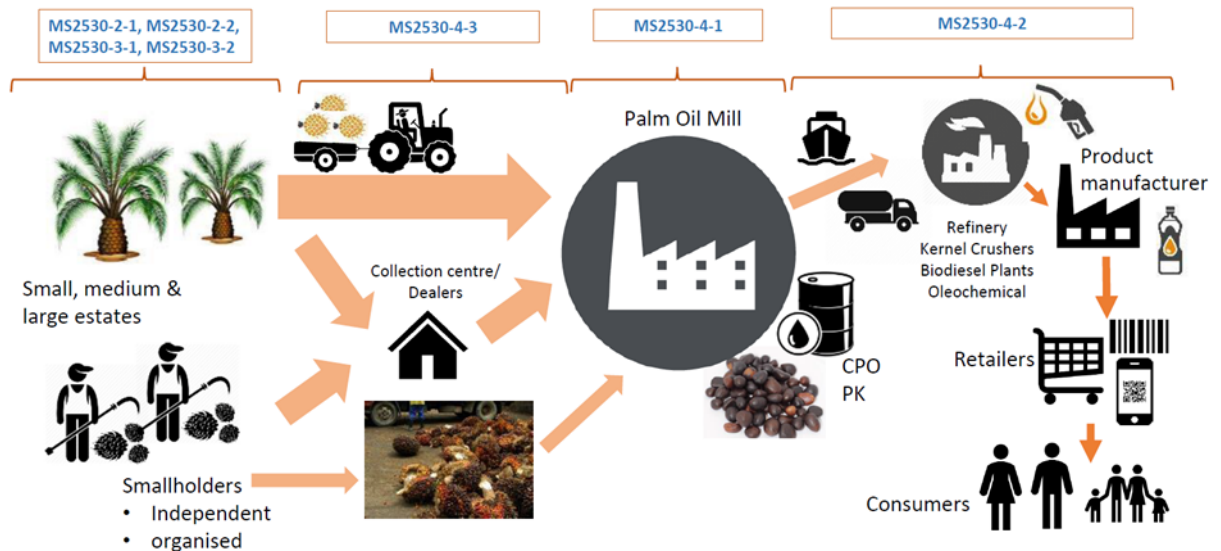
MPOCC は 2014 年に法人化された。Vision はマレーシアのパーム油サプライチェーンを世界市場で消費されるように変える為のけん引役となることで、マレーシアで持続可能なパーム油の認証制度を確立し運営している。

MSP0 認証スキームは単なる国際的な認証制度ではなく、小規模なステークホルダーを含む業界の持続可能性を変革するためのカタリスト(人の行動や意識の向上を促進する触媒)でもある。2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会で使用する資材や、選手村などの会場で提供する物品やサービスに共通して適用する基準や運用方法として持続可能性に配慮した「調達コード」を策定した際、パーム油の調達コードとして MSP0 は RSP0、持続可能なパーム油のインドネシア国内規定(以下 ISPO)と共に認定された。

マレーシア政府は 2020 年 1 月 1 日からすべてのパーム椰子農家とパーム油搾油工場に MSP0 認証の取得を義務付けている。MSP0 義務化の実施方法として、MPOB ライセンスの取得要件(MSP0 認証の取得)を入れた。40.47ha 以上のパーム椰子農園および 2020 年 1 月 1 日に MSP0 認証を取得しない、または認証のプロセスを開始しないパーム油工場は、MPOB 規則により犯罪と解釈されるため、罰金と罰則が課される。また同規則に従わない場合、MPOB 免許を停止や取り消しもできる、強制力の高いものとなっている。

MSP0 基準は 2013 年に制定された後、経済状況等実情を考慮の上 2022 年に改定草案を策定。2025 年 1 月 1 日より新たな基準(MS 2530:2022)が適用される。改定により RSP0 の基準項目と合わせているが、RSP0 にはない精製関連施設や、コレクションセンター(回収業者)までサステナビリティの要求をしている。また、社会的要素、特に強制労働や児童労働に関しては、国連 (UN)や国際労働機関 (ILO) の指標を取り入れた形となっている。

マレーシアのパーム油バリューチェーンと MS2530:2022 のカバー範囲

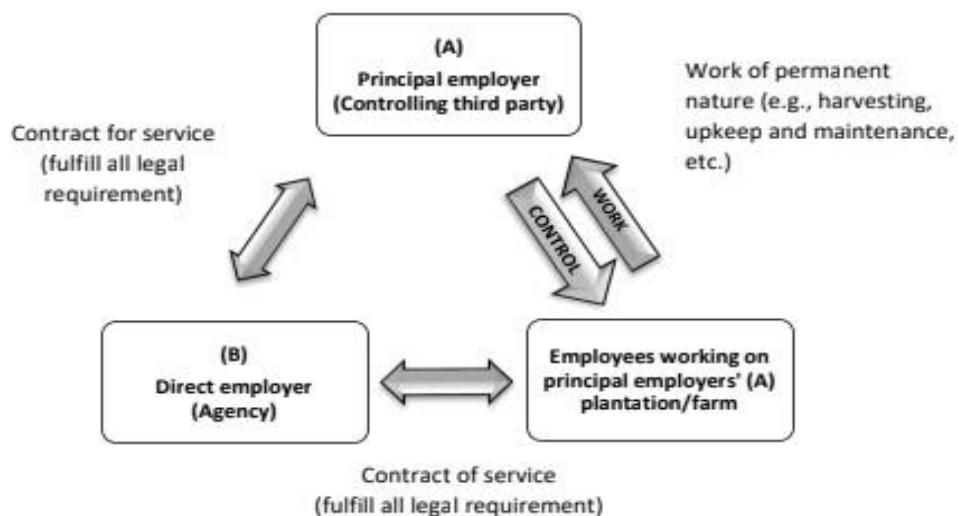


※出典：MPOCC 提供資料より

また 2013 年版からの大きな変更点としては、Triangular Employment Arrangement (下図参照：三角雇用形態) について言及している。※下記組織に対しても MSP0 認証が適用される。

- 小農家の従業員
- コレクションセンター/マレーシア国内ディーラーの従業員
- 小農家を纏める組織の従業員

もし違反があった場合は、全ての関係者に責任があることになり、ライセンス停止や取消しとなる。取消や停止になった場合は、再ライセンス取得をすることを可能としている。



※出典：MPOCC 提供資料より

現在は新しい基準について MPOCC が政府の代わりに説明会を開催するなどして教育を行っており、2025 年 1 月 1 日から完全に移行となる。MSPO 認証取得時に、個人農家の場合は助成金が出る。一方で企業の場合は自己負担となっている。

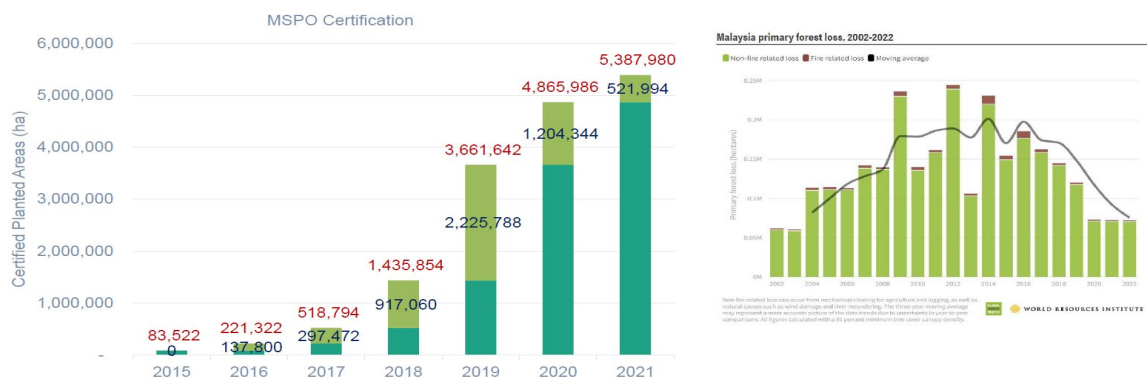
現在、作成進行中である MSPO Trace についても説明があった。生産者である小規模農家の位置やライセンスまで確認することが可能である。コレクションセンターも現在の基準では対象となっていないが、新基準では対象となる為、認証番号から遡って確認することが可能となる。

MSPO 認証ロゴの使用は MSPO 認証油比率 70%以上と定められている。MSPO 認証ではない残りの 30%は、認証停止中や、認証切れのものが含まれる。監査は半年に 1 回、通常監査は 1 ヶ月を掛けて行っている。再認証の監査を受ける際に 3 カ月かかってしまった場合に一時停止になり、そういったものが 30%に該当する。尚ライセンスが切れた場合は MPOB が警告を行い、ライセンスの維持・取得を促している。

MSPO Trace によりパーム油製品を供給源からサプライチェーン全体にわたって追跡することが可能なバリューチェーンを提供できるとのことであった。

MPOCC は、マレーシアのパーム油産業、特に小規模農家による認証された持続可能なパーム油を世界に生産する取り組みを支援するために、マレーシア国外にも MSPO 認証を広めようとしている。

MSPO 認証取得義務化が必ずしも 100%森林伐採の低下につながったとは言い切れないが MSPO 認証取得率増加に伴い、森林損失が低下しているデータが示された。



※出典：MPOCC 提供資料より

尚、2023 年 7 月時点では、MSPO 認証を取得した農地は 95.6%、ミルは 96.3%。

#### (6)全国小規模農家協会（以下 PKPKM）

小農家を取りまとめる団体。会長は MPOCC のボードメンバーでもあり連携をとり、また、小農家の代表意見を申し入れることもある。

小農家の生産性、所得、生活の質を向上させるために、政府機関、民間団体、非政府組織 (NGO) 間の良好な関係を構築することにより、小農家の社会経済を改善することを Vision に掲げている。



日本の企業として何か協働できることはあるか？という質問に対しては、「もちろん民間企業なので利益を上げなければならないというのは当然だが、例えば有機肥料を小規模農家に提供するなどの活動があれば、サステナブルなパーム油を生産しているという訴求にもなると思う」、など意見があった。

#### (7)連邦土地開発庁 (FELDA)

パーム椰子とゴムの栽培による貧困撲滅を目的とした土地開発と移住を目的として、1956年の土地開発条例に基づいて1956年7月1日に設立された。FELDAの機能は、土地開発、農業活動、工業および商業社会経済のプロジェクトを実行することである。

今日、FELDAは、計画に適切かつ最新の設備を提供し、社会経済と生活の質を向上させる教育を受けられるようにし、その計画がさまざまな経済活動を生み出すだけでなく、社会経済と生活の質の向上ができるようにする重要な役割を果たし続けている。FELDAは、幅広い人的資本の可能性を備えた構造プログラムを通じて、2020年の経済活動を生み出す「経済大国」になることに焦点を当てている。

FELDAが設立当初に開発された農耕地に訪問し、パーム油農園の現状を確認した。FELDAが運営する農耕地に1950年代に移住してきた方々が土地を分け与えられ、パーム農園を現在も運営している。現在は第二～第三世代がパーム農園の運営に携わり、経営を行っている。FELDAが開発をした地域を見る限り、農園主は必要十分な土地を分け与えられ、また、自身の意思によって移住してきたことがヒアリングで確認された。開発地には学校やスーパーなどもあり、生活が困窮するような状況ない。

#### (8)パーム椰子農家 (FELDAによる誘致農民)



農家とのヒアリングでは、FELDAによる積極的な街づくりへの関与、農園指導などが行われていることが確認され、上述したPKPKMに加盟する農園が抱える課題感や労働環境、また生活環境は同様であった。

農園における作業への安全配慮は必要に応じて対応していることが確認された。また、インドネシア人の外国人労働者がコレクションセンターより派遣されていたため、対話をおこなったが、長期的な労働意欲もあり、特段大きな不満がない生活がおくれているようだった。また、インドネシア語とマレー語は類似している為、コミュニケーションなどに障害は無いようであった。一方、終日、足場の悪い森の中、重量物であるパーム椰子の落下や鋭利な鎌を用いる危険を伴う収穫作業に1人で従事している為、適切な個人保護用具の着用や鎌の取扱いなどには継続的な配慮が必要と考えられる。

## V. まとめ

今回の訪問にて、事前のデスクトップ・リサーチで示された様な児童労働や強制労働などの事例は確認されなかった。また、RSPO や MSP0 と呼ぶ認証システムが（何らか顕著な）機能不全を起こしている状況ではないことが確認できた。今回、現地で最新の情報を入手した MSP0 に関しては、世界からの要求を踏まえ、小農家およびマレーシアのパーム油産業に関わるステークホルダーの対応力を加味し、現場の状態に則した（全体的な底上げを行う）認証規格であるとも思えた。国際的に MSP0 は最低限の要求事項は満たしていると考えられ、また、マレーシア国内での普及率を考えるとトレーサビリティの側面において優れているとも考えられる

## VI. 味の素社への提言

今回の訪問で、ASSC として味の素社への改善提案として伝えるべきことは下記の点であると考えている。

(1) 今後も続く人権影響評価は、各施設の概要を確認することに留まらず、(今回同様、またはそれ以上に) 各施設で働く従業員の声を拾い、貴社のビジネスと人権に関する活動に寄与できるようにサプライチェーンに働きかけをすべきである。

(2) (国内外問わず) サプライチェーン上の企業が国際基準に基づく「企業の人権尊重責任」に対して懐疑的にならず、積極的に取り組む関係性を構築する為、ポリシー周知や協働を通じて繰り返し要請するべきである。

(3) 「ビジネスと人権」に資する活動とは、「現地」・「現物」・「現実」と言った三現主義（机上の空論ではなく、実際に“現場”で“現物”を観察し、“現実”を認識した上で問題解決を図るという考え方）を素地とした事業活動（調達活動）に加えて、働く現場の人々を見る「現人」を組み込み四現主義での事業活動とすべきである。まさに「現人」がどのような労働環境や生活環境であるかが、貴社に取っての生産性や事業性の向上につながるのではないかと考えている。

(4) 事前リサーチで得られた社会課題は今回の訪問では確認できなかったが、ジョホール州以外でも必要に応じて確認をしていく事を提案する。

(5) 現地ステークホルダーとの連携に取り組み、グリーンバンスシステムの構築や肥料などの使用用法、農業支援などを行いながら、「現人」がどのような状況で貴社製品やサービスに貢献しているかは、継続的に見ていく事が必要だと考えられる。

以上が今回の訪問調査でのポイントとなるが、まずは貴社の国内事業者を含めたサプライチェーンへの働き掛けを躊躇せず行うことが、真のグローバル企業に進化する鍵と考える。

### < 参考資料 >

[167. 令和3年度「持続可能性に配慮した原材料調達」に関する認証システムの調査・分析委託事業](#)

[expo2025\\_持続可能性に配慮した調達コード](#)

[https://www.expo2025.or.jp/wp-content/uploads/220728\\_5-2\\_Explanatory-Materials.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp-content/uploads/220728_5-2_Explanatory-Materials.pdf)